

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社タムラ製作所			コード	6768
提出日	2023/6/8	異動(予定)日	2023/6/28		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役および社外監査等委員である取締役の選任議案が付議されるため。				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)											異動内容	本人の同意			
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			l	該当なし	
1	窪田 明	社外取締役	○												△				有
2	洪村 晴子	社外取締役	○												△				有
3	今村 昌志	社外取締役	○												△			新任	有
4	豊田 明子	社外取締役	○														○	新任	有
5																			

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	窪田明氏は、2017年3月までオリンパス㈱の常務執行役員でした。当社と当社との間には営業取引関係がありますが、過去3事業年度における取引額は、当社グループ及び同社のいずれにおいても連結売上高の1%未満であり、その取引の規模、性質に照らして特別な利害関係を生じさせる重要性はありません。	窪田明氏は、行政機関において幅広い経験を積むとともに、大手グローバル企業において研究開発を含む事業経営の経験と見識を有しています。2018年より当社の取締役および指名・報酬諮問委員として、独立した立場から、取締役会の機能強化に貢献してきました。取締役会の意思決定および監査・監督機能の強化への貢献を期待しています。左記の状況に基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しました。
2	洪村晴子氏は、弁護士として、当社取締役就任(2018年6月)以前に当社に対して法律面の助言をしていましたが、就任以後は当社から役員報酬以外の報酬を受けていません。	洪村晴子氏は、弁護士としてコーポレートガバナンスやリスク管理を含む企業法務全般に高い見識を有するとともに、社外役員としても豊富な経験を有しています。2018年より当社の取締役および指名・報酬諮問委員として、独立した立場から当社のガバナンス強化に貢献してきました。取締役会の意思決定および監査・監督機能の強化への貢献を期待しています。左記の状況に基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しました。
3	今村昌志氏は、2018年6月までソニー㈱(現ソニーグループ(株))の執行役員EVPでした。当社と当社との間には営業取引関係がありますが、過去3事業年度における取引額は、当社グループおよび同社のいずれにおいても連結売上高の1%未満であり、その取引の規模、性質に照らして特別な利害関係を生じさせる重要性はありません。また同氏は、2019年6月までゼンショーホールディングス㈱の常務取締役でしたが、当社と当社との間には営業取引がありません。	今村昌志氏は、日本を代表する大手グローバル電機メーカーや外食産業において要職を歴任し、製造、物流、調達、品質など幅広い事業経験と企業経営に関する知見を有しています。独立した立場から、取締役会の意思決定および監査・監督機能の強化への貢献を期待しています。左記の状況に基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しました。
4	豊田明子氏は、PwCアドバイザリー合同会社に所属しています。同社は過去3事業年度において当社から報酬を得ていません。	豊田明子氏は、長年にわたりクロスボーダーおよび国内M&Aのフィナンシャルアドバイザー業務に従事し、企業の事業ポートフォリオ戦略、財務・会計、税務および法務に関する幅広い知見を有しています。独立した立場から取締役会の意思決定および監査・監督機能の強化への貢献を期待しています。左記の状況に基づき、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しました。
5		

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。